

食品問題の特シャリストが解説! 食の2020年問題 食品取扱事業者の対応策



生産・製造・加工・流通・卸
販売・飲食・旅館業など
「食品」を扱う全ての事業所
必聴!!

本年4月「食品表示法」、6月「食品衛生法(HACCP)」が施行
新基準に達していない食品は販売できなくなるってホント?

講師

消費者問題研究所 代表
表示問題アドバイザー

垣田 達哉 氏



テレビ番組「世界一受けたい授業」
「ビートたけしのTVタックル」
「ひるおび!」など、出演多数。

1953年生まれ。慶應義塾大学商学部
卒業。食の安全や表示問題アドバイザーと
して、企業や各種団体等のセミナー講師と
して活躍中。また、新聞・雑誌への評論・執
筆も多く、多方面から高い評価を得ている。
【著書】『面白いほどよくわかる食品表示』
『一冊でわかる食品表示』 など31冊。

本年4月に加工食品の原材料名や添加物・栄養表示等の表示基準で
ある食品表示法が完全実施され、6月には改正食品衛生法(HACCP)が
施行されるため、全ての食品取扱事業者は、改正内容を理解して早急に対応
することが求められます。そこで本講座では、本年に施行される2つの食品
関連法の内容と取扱事業者が取り組むべき対応策について解説します。

【講座内容】

- 4月施行の「食品表示法」 食品業者に与える影響とは?
 - ・スラッシュルールって何?
 - ・小規模事業者の食品が店頭から消える! ってどんなこと 他
- 6月施行の「食品衛生法(HACCP)」と事業者の対応
 - ・一般的な衛生管理のチェックポイント
 - ・本当に HACCP を導入できるのか?
 - ・最低限知っておきたい HACCP 入門編 他

日時 令和2年2月27日(木) 午後2時~4時

会場 朝日町五差路周辺複合施設(朝日町商工会)
2F 研修室

申込 2月21日(金)までに、お申込みください。

TEL▶83-2280

FAX▶83-2282

主催 朝日町商工会

**受講
無料**

※切らずに送信してください。 FAX▶83-2282

月 日 申込

「食の2020年問題 食品取扱事業者の対応策」受講申込書

事業所名	[TEL] [FAX]	受講者名
所在地 〒		

* ご記入いただきました個人情報は、セミナー運営以外の目的で使用することはありません。